

**ALPS 処理水風評被害対策に係る
新たな水産資源利活用モデル開発業務**

企画提案審査要領

**令和 7 年 5 月
岩 手 県**

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「ALPS 处理水風評被害対策に係る新たな水産資源利活用モデル開発業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

2 審査項目及び配点

配点は100点満点とし、審査項目及び項目ごとの配点は次のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1) 実施方針	本業務の背景及び目的並びに業務内容を十分理解しているか。	10	20
	ALPS 处理水放出による風評被害の状況が整理できているか。	10	
(2) 提案内容	提案内容は新たな需要喚起が期待される内容であるか。	10	40
	提案内容は新たな販売先確保につながる内容であるか。	10	
	提案内容は本県の水産関係者の所得増加が期待される内容であるか。	10	
	その他、着目・評価できる点があるか。	10	
(3) 業務実績 ・実施体制	業務実績などを踏まえ、業務を履行するうえで、十分実施できる能力はあるか。	10	30
	業務を実施するうえで無理のないスケジュールであるか。	10	
	業務を実施するうえで十分な体制であるか。	10	
(4) 費用積算 内訳	積算単価や数量が妥当であり、企画提案内容と整合が取れているか。	10	10
合 計		100	

3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計点に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）をつけることとし、委員ごとの順位点の合計により順位をつけて、県に報告する。

なお、順位点の合計が同点の場合には、高い順位点の評価（1位の評価）数が多い者を上位者とし、高い順位点の評価が同数の場合には、委員会において合議の上、総合順位を決定するもの

とする。

- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。

【採点基準】

	10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
問題はない（中位点）	6
やや問題がある（一部修正が必要）	4
問題がある（大幅な修正が必要）	2
採用できない	0

4 審査結果の通知

審査結果については、各コンペ参加者に郵送により書面で通知するとともに、県ホームページに掲載する。